

## 第5期市川市地域福祉計画の「基本理念」及び「行動指針」(案)

### 基本理念(案)

個人の尊重や、多様性を認め合うことで、だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできるまちを、共につくる

(第4期計画の基本理念)  
だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる

### 行動指針(案)

地域共生社会の実現に向けて、市民は相互に気にかけて、助け合い、専門機関や行政は市民に寄り添い、支え続ける

(第4期計画の行動指針)  
住民がつくる身近な福祉コミュニティ

基本理念(案)及び行動指針(案)は、現時点で計画策定事務局が仮に設定しているものです。  
社会福祉審議会、地域福祉専門分科会、地区推進会議の委員の皆様からご意見をいただき、令和5年度に決定する予定です。

【参考1】市川市総合計画における「まちづくりの基本理念」  
生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」、さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の3つを基本理念とします。

